

株式会社アトランス

「健康経営優良法人 2026（中小規模法人部門）」に10年連続認定

～ 社員の健康と安全を軸に、持続可能な物流企業を目指す ～

浜松の運送会社、株式会社アトランス（本社：静岡県浜松市中央区中里町639、代表取締役：渡邊次彦）は、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人 2026（中小規模法人部門）」に認定されました。当社の認定は、2017年の制度開始以来、10年連続10回目となります。

「健康経営優良法人認定制度」は、地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が推進する健康増進の取り組みをもとに、特に優れた健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。



2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
中小規模法人部門



認定概要

認定名称	健康経営優良法人 2026（中小規模法人部門）
認定機関	経済産業省・日本健康会議
認定回数	10年連続・通算10回目（2017年制度開始以来、毎年認定取得）
会社名	株式会社アトランス
代表者	代表取締役 渡邊次彦
所在地	静岡県浜松市中央区中里町639
事業内容	一般貨物自動車運送業、産業廃棄物収集運搬業

アトランスの健康経営の考え方

物流業界では、長時間労働や不規則な生活など健康面の課題が指摘されています。当社では、社員の健康への取り組みを福利厚生の充実としてはもちろん、会社の持続的成長を支える重要な経営課題として位置づけ、全社あげて継続的に推進しています。

「社員の健康と安全が、会社経営の基盤である」との考えのもと、ドライバーをはじめとする全社員が安心して働ける職場環境づくりを推進しています。社員が健康で安全に働ける環境づくりは、本人や家族の安心に加え、事故防止や輸送品質の向上にもつながると考えています。

主な取り組み

当社では以下のような取り組みを継続的に実施しています。

- 定期健康診断の受診率 100%の維持と結果フォロー
- 生活習慣病予防を目的とした保健指導
- ドライバーの安全運行を支える体調管理の徹底
- 社員の健康意識向上を目的とした社内啓発活動（健康に関する社内報発行等）
- 働きやすい職場環境づくりに向けた労働環境の改善
- ストレスチェックの実施・メンタル相談体制の整備・管理職向けラインケア研修

これらの取り組みを通じて、社員一人ひとりが安全・安心に働き続けられる職場づくりと、持続的な物流の実現を目指していきます。

本件に関するお問い合わせ

株式会社アトランス 代表取締役 渡邊次彦

所在地 : 静岡県浜松市中央区中里町 639

電話番号 : 053-423-7070

メール : watanabe@atrans.co.jp URL : <https://www.logi-best.net/>



当社ホームページ

【参考】取り組み事例（一部）



◇2名の健康経営推進担当者を選任



◇健康だより 毎月発行

イエローカード

(株) アトランス 様

提出締切日 ○/○必着

◎健康診断で再検査と指摘された内容

①眼科	結果: 要精密検査	②胸部X線	結果: 要精密検査
-----	-----------	-------	-----------

◎受診結果

①眼科		医師からの指示・指導内容
医療機関名		<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 経過観察
受診日	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 投薬治療 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> 自療の継続
検査内容	(検査データのコピーでも可)	その他 ()
検査結果		結果を受けどのような取組をするか
		<input type="checkbox"/> 治療 <input type="checkbox"/> アトランスの取れた食事
		<input type="checkbox"/> 禁煙・禁酒 <input type="checkbox"/> 定期的な受診 <input type="checkbox"/> 運動
		<input type="checkbox"/> 飲酒の量を減らす <input type="checkbox"/> 健康に気を配る
		その他 ()

上記の通り相違ありません。 本人署名

再検査督促カード

氏名 _____ 様

まだ、イエローカードが返ってきていません。以下についてお答えください。

再検査を受診しない理由または受診できない理由を記入してください。

再検査の重要性

再検査をせずそのまま放置すると、病気を招くリスクが高くなり、重篤な状態になってしまいます。また労働安全衛生法で、健康診断で異常値が出たにもかかわらず、これを放置していると、何かあったときに労災として認定されないということがあります。

令和 年 月 日この指導書を受け取りました。

氏名 _____

不明点等ございましたら、岩川・金子までお問い合わせください。

◇イエロー・ピンクカードにより再検査、受診勧奨・再検査の促進



◇健康体操実演 (協力: ブレス浜松様) ◇肩こり腰痛予防の鍼灸講座 (協力: 常葉大学健康プロデュース学部様)